

伊方町総合教育会議傍聴要綱

平成28年11月9日
伊方町総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この告示は、伊方町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、必要事項を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険と認められる物品を所有する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを所持する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限等)

第4条 町長は、傍聴席が満員となったときは、新たな傍聴を制限し、又は拒否することができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) いかなる理由があろうとも議場に入らないこと。
- (3) 私語、雑談、拍手等をしないこと。
- (4) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に掲げることのほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしてはならない。ただし、特に町長の許可を得たときは、この限りでない。

3 町長は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、直ちにこれを制止し、その命令に従わない者を退場させることができる。

(退場)

第6条 傍聴人は、前条第3項の規定により退場を命ぜられたとき、又は会議を公開としない旨の議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議を閉じたときは、直ちに退場しなければならない。

(町長の指示)

第7条 この告示に定めるもののほか、傍聴人は、町長の指示に従わなければならない。

附 則

この告示は、平成28年11月9日から施行する。

